

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

それでは、次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

早速入ります。

全部で3問なのですが、まず、最初に、高齢者の問題であります。

町長の執行方針にも「高齢者が健康で安心して暮らせる町を基本理念として」ということで、何点か触れられておりました。この間、私も何度もこの問題、例えば介護、例えば地域福祉、例えば国保もそうかもしれません。総じて、健康、町民の健康づくり、もう少し部分的に言えば、引きこもり対策、総じて場合によっては健康づくりが社会保障費全般の江差町としての低減に繋がれば、それは本当に嬉しいことでもあります。総じて、町民の、高齢者の外出支援・社会参加をまず1問目で、トータルとしてお聞きしたいなと思っています。3点あります。

1つはこの数年、大きな問題といたしますか、課題といたしますか、になっております、身体機能が低下したとか、それから認知症等で運転免許証を自主的に返納する。こういう方々江差町でも本当に地域に増えております。私は、今日は、交通安全対策の観点、それはそれでまた非常に大きな課題なのですが、そっちよりも自主返納した後の、そういう高齢者なり、身体機能低下なり、認知症なりの方々がその後の課題対策でございます。どうしても今まで運転していたのが、免許がなくて運転できない、外に出られない、そういう点に対していくばかりかその応援を江差町としていくということが必要ではないでしょうか。何らかの町としての支援策、そのことについても大いに検討する必要があると思います。これが1つです。具体的にはタクシー券などの支給ということの検討もどうでしょうかということでもあります。

で、2つ目の支援策としてなのですが、町長の執行方針の中にもあります「福祉タクシーの利用」の件です。昨年、小林議員がこの点について、病院だけの利用ということについてどうなのかという質問について、今日、町長の執行方針の中で外出全般的にということとで表明されました。本当に具体的に使っている町民の方々大変喜ぶと思われれます。で、私はこの場で1つ提言と言いますか、提案したいと思うのですが、この利用が、チケット配られるのですけれども、1回のタクシーの利用で2枚ということになります。もちろん

使う場所、行く場所によって、場合によっては2枚ではなくて3枚使いたいということも当然あります。この枚数制限というのはもう撤廃する必要があると思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

外出支援・社会参加で最後3点目なのですが、江差町色々なイベント、先程話もありましたがイベントに限らず、教育委員会などの主催で講座関係、町もありますか。もう本当にきめ細かな町の行事、もしくは町が他の団体に後援しているということも含めて多種多様なものが行われております。それについて、自分がバスの便が悪かった、自分が、車がなくて行けなくて、いやーああいうイベントに講座に参加したかった、本当にそういう声が聞きます。これも広くやるということはなかなか難しいかもしれませんが、現時点でも町のバスを使ってやっているというのも私は評価しますが、もっときめ細かく可能な限り、そういう一定の社会参加が非常に難しいという方々、外出が支援が必要な方に、イベント等に参加する、江差町でせっかく持っているバス、もっともっと積極的な利用を図って、それを支援策としてやっていくということはどうでしょうか。現状、もしくは今後の考え方についてお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。「町長」。

「町長」

小野寺議員の1問目、高齢者の外出支援と社会参加の促進に関して3項目でのご質問でございます。

1つ目の運転免許証自主返納に関してですが、高齢者の交通事故防止を推進するため、平成10年から制度が始まったものです。江差警察署への返納は平成29年には江差警察署管内5町で31人、このうち江差町民は9人であり、函館運転免許試験、免許試験場に返納する方もいるようです。質問にあるタクシー券支給という特典に関しましては地域の実情に応じて自治体が取り組んでいる例もありますが、現状での特典は考えておりません。なお、交通事故防止の一環であります自主返納制度について、警察関係機関と連携しての周知を図ることは協議して参りたいと考えております。

2つ目の福祉タクシーの利用に関して、でございますが、1人あたり2万4千円の年間利用額は変えず、利用目的をこれまでの通院限定から外出全般に拡充することとしたものです。ご質問の1回の乗車につき2枚、金額で1千円までとする制限につきましては片道1千円、往復2千円の範囲で年12回の通院利用を想定しているものです。枚数の制限につきましては議員の意見を参考とさせて頂きたいと思っております。

(議長)

はい。

「町 長」

失礼しました。3、3つ目。福祉バスにつきましては、団体等が行う福祉活動等の促進と社会参加の助長を図ることを目的としており、これまでもイベント等での運行を行っております。今後につきましても利用希望の重複等がない限り、同様の運行を行うこととしております。

（議長）

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

1番、2番、①、②については検討の部分と了解の部分と。

それでちょっとバスの関係について、少し再質問したいと思います。先程、町有バスという風にちょっと限定しちゃったので、私ちょっと失敗したなと思ひまして。教育委員会についてもちょっとお聞きしたいと思います。実はあれ、2年前、3年前に課長さんもう変わっておりますが、1度詳しい町のバス・教育委員会のバスの利用状況、全部出してもらったことがありました。で、だいたい状況はきっと変わっていないと思うのですが、改めて、まず町有バスについて聞いたことと併せて教育委員会の現在、活用状況もちょっと簡潔でいいからお聞きしたいのと。福祉バス、これは管理要綱があります。で、この点についてちょっとお聞きしたいのですが。本当に幅広く福祉バス、それからたぶん教育委員会もそうだと思うのですが、多面的に使われているなど私も見ております。で、ただ町の、江差町が主催している、つまり江差町としての利用なのか、それから例えばこの福祉バスの運行管理規定によりますと、福祉バスは社会福祉関係団体等が行う福祉活動等の促進と、つまりそういう団体が使う場合。で、ここら辺町がやる、町が直接やる部分だとか、それから団体等、どういうところを団体等としているかなど、そのもう少し全体的に仕切りが出来るようなことになっているのかどうか、ちょっと教えて頂きたいのですよ。さらには、団体等といってもですね、これも前に聞いたことあるのですが、必ずしもこの社会福祉関係団体等が自分たちに入っているかどうかはもちろん分からなくて、そもそも福祉バスをお願いすれば、申請すれば借りるということも知らない団体ももちろんあります。やはり、中立公正・客観的にこういう社会参加で使えるという部分については一定の周知方法も含めて、また、可能かもしれない団体には意識的に知ってもらおうということも含めて私はやらなければならない。分かっているところは本当に頑張ってきて使っているのかもしれませんが、分からないところは使わない。これ前にも言ったことなのですが、その点ちょっと教えてもらいたい。

それから、教育委員会はそもそも、もしかしたら内規のようなものあるのかもしれませんが、どういう風になっているのか、管理要綱的なものが。客観的に当然あると思うので

すが、それどうなっているのか、ちょっと教えて頂きたいと思います。以上です。

(議長)

はい、「社会教育課長」。

「社会教育課長」

生涯学習バスについてのご質問ですが、平成6年に生涯学習研修、生涯学習用研修バス運行管理要綱というものを定めております。平成25年に一部改正をしておりますが、まず生涯学習バスについては社会教育及び学校教育活動に関する研修を行うことを目的とした教育委員会・学校の主催及び共催事業、社会教育関係団体の事業で、その事業の目的達成のために教育長が必要と認めた事業に使用することが出来るという風になっております。

それである、平成29年度、土日・祝日含めて、かなり中学校の部活動、スポーツ少年団、全道大会や管内大会含めて、学校の授業、それから社会教育の団体、スポーツ団体、年間で平成29年度180日くらい、ということは1年365日のうち2日に1回は使われていると。人数的には4,500名、4,500名の利用人員が平成29年度2月一杯であります。ただ、教育関係以外に使われているケース、福祉の団体等、他ですね、団体も使われているケースはございます。ということは、今言った目的で、日程がもう既に埋まっている場合はどうしようもありませんが、それ以外、例えば町の方で常時にバスが空いている範囲内において、利用は可能ということになっております。以上です。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

福祉バスに関するご質問にお答えさせていただきます。

まず、団体の定義と言いますか、町の、町の主催事業と団体主催の仕切りというお言葉でしたけども、明確なものはございません。例えば、町内会が利用する場合であるとか、町内の例えば別な、例えば商工会さんであるだとか、そういった場合にあっては目的に反しない限りはですね、ご利用頂いているという状況になってございます。

また、先程、教育バスの方でもお話しありましたが、利用の状況からするとですね、私共の方は2月末現在で130回程出動しております、うち14回程がイベント関係ということになってございます。福祉バスに関しましても、必ずしも福祉団体ということではなく、時には教育団体が利用するという状況にもなっております。以上です。

(議長)

はい、いいですか、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

答弁漏れなのですがいいです。再再。

周知方法といたしますか、いや、もしかしたらやっているのかもしれませんが。ちょっと私
が分からないので聞くのですけれども。そもそもこういうものって例規集から引っ張らな
かったら分かんないですよ。ましてや例規集にものっかってなかったら我々分からない
のですけれども。のっかっていませんね。たぶんね、例規集にね。ですからそこら辺、ど
んな風になっているのか。全く新しい団体だったら、全然分からないの、ということにな
るのですがその点。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

大変失礼しました。周知に関しましては、改めて例えば広報でお知らせしているとい
うことはございません。以上です。

(議長)

はい。小野寺議員、いいですか。いいですか。

「小野寺議員」

やるつもりはないのですか。

(議長)

そういう考えにならないかってことですか。

「町民福祉課長」

はい。失礼しました。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい。全くやらないということでもなくて、ただ実態としますと福祉バスもちょっと混み合っている状況にもございます。利用団体、希望が、特にこれは特定の地域にもよるのですけれども、2つなり3つの団体からの要望もあるということもありますので、それらを勘案しながら周知に関してもちょっと検討させて頂ければなと思っております。以上です。

(議長)

はい、小野寺議員2番目の質問から。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。2番目に入ります。

これも暮らし、福祉と言いますか、高齢者の問題の大きな部分の1つなのですが、介護保険の問題であります。前回、全員協議会で第7期の案ですけれども頂きました。私まだ全部読み込んでないところもあるかもしれませんが。特に、どうしても事業費が非常に気になります。頁では後半の方にありますけれども。例えばですが、ヘルプサービス。訪問介護ですけれども、これをどういう風に比べるかというのがありますけれども、分かりやすく言えば例えば今年、平成でいうと平成30年の訪問介護の利用者が1日あたり、1カ月か。1月あたりの利用が59人。で、これを、この2・3年の実績と比べると半減になっている。見込みとして、半減。これがヘルプ、訪問介護。で、これもちょっと教えて頂きたい。

それからもう1つが、デイサービス。通所介護です。これもここだけの数字見れば、ここだけの数字見れば平成でいうと30年と、直近であれば半減ぐらい。3年前、4年前だと7割減に訪問介護、通所介護になります。ただ、これは後半の方、後の方、読み解けば認知症の関係とか密着型の部分で通所の事業がありますから、そっちの方にシフトしているということになれば1つの要因なのかもしれませんが、いずれにしても、今後の介護保険事業計画の大きな部分でありますので、この点について、まずお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「町長」。

「町 長」

小野寺議員のご質問にお答え致します。

第6期計画と第7期計画におけるヘルパーサービス及びデイサービスの給付推計の差についてのご質問でございます。計画における給付事業及び給付費につきましては、総人口や高齢者人口、介護認定率の推計、介護サービスの利用実績・伸び率をもとに見込んでおり、第7期におきましては第6期の実績・伸び率をもとに推計しております。介護給付におけるヘルパーサービス及びデイサービスは6期計画推計値よりも利用回数・利用者数ともに減少し、それに伴い給付費も減少傾向で、その要因と致しましては介護認定率が下がっていること。介護度が高くなると施設サービスへ移行する傾向にあることが考えられます。また、デイサービスにおきましては法改正により平成28年4月から小規模通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行したことで給付費における区分も居宅サービスから地域密着型サービスに移行したことが要因の1つと考えています。

（議長）

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。いわゆるデイサービスの方は私もだいたい、先程言った部分で納得したところがあります。問題はヘルプサービスの方なのです。今町長おっしゃった部分、なるほど、と思って聞いていたのですが、例えば認定の部分があります。質問という、再質問という形でちょっとお聞きしたいのですが、今の認定の部分なのです。これも表を見ますと、計画書見ますと動きが出ております。それでまず、要介護の認定が減って、それからまた少し増えるという方向ありますけれども、だいたいかつて要介護認定のうち、一般的に要支援の1、2。現在は総合事業にあって、今度要介護の1から5までは本体の介護サービスなのですけれども。その変動をよく見ますと、先程軽いほうの要支援1、2。今総合事業にあっていっている部分が、今まではだいたい20パーセント前後だったのが、この計画見ていいたら、もう30パーセント超えるのですね。要介護認定の全体の。これってどんどんどんどん軽い方が増えていく、そういう見込みでなっている。その関係もあってヘルプサービスも減っているということになってくるのかな。その点ね、ちょっと教えてほしいのです。

で、もう1つ、もう1つ。この問題は町長の部分にもありますし、それからこの計画の中にもあるのですが、介護保険の給付の適正化計画、計画という言葉なかなかこの中に入っていないのでしょうか。介護給付費の適正化。適正化ということで、国の方は要するに認定率も低くしていく、それから実際に介護を受ける方も低くしていく。そうすれば、支援のお金が来ますよという、私は前も言いましたけどそれはペナルティだと言っているのですが。要は、国は介護費を全体に低くしていけば一定のお金を町に出しますよと。

この前も道新でけっこう詳しく載っていましたが、こういう流れの中で、江差町も来ているのか。たぶんそうじゃないと思うのですが、その点ちょっと確認したい。その点も確認したい。

で、この点で最後です。必要な認定は、当然必要な認定は認定していく。それから必要な介護サービスは当然介護サービスとして給付する。江差町としてはむやみやたらな、国が言うような難癖を、難癖をつけてですね、サービスを制限する。そういうことは当然あり得ない。そういう風にちょっと確認したいのです。ご存知かと思いますが、国は要支援だけでなく、要介護1、2も外す方向で今検討されています。来年か再来年外されます。間違いなく。相当の運動やらなかったら大変なことになるのですが、そのことを今江差町が実行しようと思っただけでいいかと思いますが、その点について確認したいと思います。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

小野寺議員からの3問の質問に対してお答えしたいと思います。

まず1問目の介護認定の状況についてということでございます。まず1つはこの6期計画の認定の状況を見ていきますと、軽度者、いわゆる要支援1、2の方、あと重度者、要介護4、5の方の認定が増加傾向にあるのに対し、1、2、3いわゆる中等度の方の認定が減少しているという傾向がありました。特に中度者に関しましては6期計画の計画値に対して、実績76パーセントということで少し下がっている状況にあります。その下がってきた理由というところが2問目の適正化のところとも関わってくるかと思うんですけども、持続可能な制度を続けていく、持続可能な制度にしていくためには給付をやはり適正な給付にしていくということが重要でありまして、6期計画でも7期計画でも計画書の中に適正化の項目を謳っております。その中で特に今回効果が出てきたかなという風に考えていうのは介護認定の調査の点検でございます。特に施設の調査を町職員で対応するというようなことをこう細かくやってきたことで少しずつ調査自体、調査認定自体の適正化がされてきているのではないかと。マニュアルどおりの適正、調査になってきているのではないかと、という風に思っております。特に調査に関しましては、認定の期間が半年から1年ということですので、やはり成果が出るまでに1年から2年かかるということで、その成果が今見えてきているのかな、という風に考えております。

そのほかに適正化の1つとしましては、自立支援のプランを作成できるようにという、自立支援に向けたプランの作成をということで、28年度から就任ケアマネージャーを雇用しておりますので、ケアプランの点検というのをもさせて頂いております。これはこのプランはだめよということではなく、その利用者さん本人の自立に向けたプランになっているか、そういう視点になっているかというのをケアマネージャーと一緒に考えていくとい

うようなかたちの点検作業になっております。

最後に必要な認定、必要な介護サービスをとということでございますけれども、当然ながら必要な方には必要なサービスを、認定をとすることは心がけております。ただ今回総合事業を外すにあたってチェックリストを行いますので、非常に利用、申請に来た方との相談、制度の説明等を丁寧に来ることによって直接すぐには申請に結び付かないで他の方法でという風になってきているのも現状であります。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

今課長おっしゃっていたのはですね、結局国の色々な審議会、もう明け透けに言っていますが、日本の介護費が増えすぎていると。高齢者が増えてですね、元気な方々がいつまでも元気じゃない。ですから、それは当然なのですけれど、それを抑えるというための今の適正計画をはっきり言ってですね、縷々課長が結果的にはおっしゃっていると私は思っちゃうのですね。そうではないと言いましたので、そう違うのだろうと。しかし客観的には国のですね。

で、具体的にお聞きします。今、国はヘルプサービスを制限しようと、これはもう動いています、今年の10月から回数制限ですね。で、江差町はヘルプサービスの生活援助、今1日2回とか3回やっているのは多すぎるということで、それは駄目よというのを10月以降にやろうとしておりますが、それはともかく。江差町は、1日に生活援助の方、介護サービスを2回とか3回とかやってやっている人は、どの、どのような、あまり具体的なことはちょっと言えないと思いますので、どういう傾向、それから江差町としては、どのような判断を今持っているのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

申し訳ありません。ただ今の質問なのですけれども、そのどういう傾向、その複数回利用されている方が今何人くらいいて、その方たちがどういう状況なのかというのは私今答える資料を持っておりませんので、ちょっと申し訳ありません。その地域ケア会議の中でそれを議論していくという風なことになっておりますが、はい。これからどのような形で

進めていくかというのはこれからの検討になって参ります。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、小野寺議員。3問目から。

「小野寺議員」

結局今のが、適正計画の、ど真ん中のことなのですよ。しっかりやって頂きたいと。

(議長)

3問目やっているのか。

「小野寺議員」

はい。3点目。はい、議長。3点目。

(議長)

はい。

「小野寺議員」

働き方についてですが、今国会でもどうなのかわからんような動きであります。ただ働き方については、実は自治体に関係するものは昨年来、私、何回か一般質問でやって、具体的に法律も改正になって、通達もおりて、検討もやられている部分がたくさんあります。その点に関して国はともかく、当町としてという点で3つ、この間の部分と新しい観点の部分もありますが、お聞きしていきたいと思います。順次。

(議長)

はい。端的に。

「小野寺議員」

まず、教職員の関係なのですが、これもこの間、2回3回お聞きしておりますが、国は、本当に困ったなと思うのですが次から次と出てきます。で、最近はこの2月9日に通知、通達といいますか、各町に都道府県を通して来ております。細かいことは、この間やり取りしておりますので、教育長・担当者も十分ご存知だと思いますので、簡潔にお聞きしますが、この通達について、今どのような検討をされていらっしゃるか。12月議会にもそ

の時点の部分があったのですが新たにという点でお聞きしたいと思います。これが1つあります。

それから次の問題は、働き方改革では初めて私取り上げるかなと思うのですが、建設労働者の働き方について、であります。これも実はこの数年間、色々国から通知等出されておるのですが、直近でいうと全国建設、建設業協会、都道府県建設業協会及び会員企業の指針、ちょっと長いのですが。そして働き方の改革行動検証というものがたしか1枚ものだったと思うのですがけれども出されております。国土交通省としても建設業における適正な工期設定等のためのガイドラインというのが示されております。で、問題はそれに関して江差町として国等の通知・ガイドライン等で、発注等で何か改善策等が取り組んでいるのか。この点について教えて頂きたいと思います。

最後、3点目ですが、これも何回か、町職員の働き方についてお聞きしております。簡潔にいきます。有給休暇取得率の改善、それから時間外勤務の超勤の改善、これはどうなっているかお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「教育長」。

「教育長」

小野寺議員の3問目、働き方改革についてのうちの教職員の働き方改革について、私の方から答弁申し上げます。

小野寺議員より、昨年9月定例会においてもご質問があり、答弁をしているところでございます。平成30年2月9日付文部科学事務次官名で「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの徹底について」の通知がございました。取り組むべき項目では、学校における業務改善について学校教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化などについて詳細に示されております。

教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備として、児童生徒により効果的な指導・助言が行えるスクールカウンセラーの配置や学習サポートをする特別支援・教育支援員配置、退職教職員等外部人材活用での時間講師の派遣、ふるさと教育における教育委員会職員の派遣、主幹教諭の配置など専門スタッフの配置や事務職員の活用を図り、教員の負担感の軽減に取り組んでおります。

また、コミュニティ・スクールの導入による学校・家庭・地域の連携を促進し、学校の取り組みが理解されるような取り組みを積極的に行って参ります。

中学校の部活動指導については、1人の教職員に過度の負担がかからないよう複数顧問を配置しておりますし、基本的には週1日以上部活動休養日を実施しておりますが、テスト前の休止日や会議日での休止等を含めると、年間でならずと週2日以上休養日とな

っており、今後もトータルで週2日以上以上の休養日の確保に向けて取り組んで参ります。また、学校独自の土日のいずれかを休養日に、長期休業中の土日は活動しない方向で進めたいという計画もございます。昨年も答弁してございますが、長期休業期間中における学校閉庁日を設け、教職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりにも取り組んで参ります。

なお、北海道教育委員会において、道内全ての学校において働き方改革を行うため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革北海道アクションプラン」が年度内に策定される予定になっておりますので、その通知を受けて学校や地域、教職員や児童生徒の実情に応じて取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

小野寺議員の3問目、②、③について、お答え申し上げます。

建設工事の工事発注につきましては、国又は北海道の積算基準や契約約款等に準拠し、工事設計書の作成や入札の執行、さらには工事請負契約の締結などを行っているところであり、予定価格の適正な設定や発注時期等の平準化に取り組んできたところであります。

工期の設定につきましても、工事の準備期間や後片付け期間を考慮した余裕を持った工期の設定を行うとともに、町のホームページにより工事発注等の見通しの公表を行うことにより、施行時期の平準化にも努めているところであります。

今後につきましても、最新の積算基準や通達等に基づき、適正な工事の発注や後期の設定に努めて参りますのでご理解願いたいと思います。

次に、職員の有給休暇及び時間外勤務に関してのご質問でございます。

始めに、年次有給休暇でございますが、1人あたりの平均取得日数では平成28年の8.1日に対し、平成29年では8.6日という結果となっております。この間課長会議等を通じての年次有給休暇取得促進の呼びかけや各課取得状況の周知の際にもさらなる効率的な所得を促してきたところでございます。

次に、時間外勤務でございますが、全体的に見ると時間外勤務は減っている状況とは言えないところであります。現状では働き方改革実行計画に規定されている特例時間数を超えての時間外勤務はございませんが、引き続き職員の健康面への配慮も行いつつ、時間外勤務の縮減に向けて努力して参りたいと考えております。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

まず、教育委員会ですが、確かにこれから具体化するという側面もありますが、とは言いながらやっぱり1つ2つ、本当に膨大な部分が出ていて、この評価となるとなかなか私も分からない部分があるのですが。うん、これなら納得するなという部分について。

例えば、例えば、でお聞きします。色々例示でありますけれども、作文とかですね、絵画とか色々なコンクールで各種団体・企業等から依頼されるのだろうと思うので、その点についても、これも一定の是正といいますか、必ずしも教師が担う必要のない業務の1つに一応分けられております。この点について、当町としては、どのような今の位置付けと
いうか、考え方でいるかお聞きしたいのと。

先程教育長、部活動の話ありました。これも聞けばなかなか緩くないなと思いますが、ただ全道的・全国的な方向性からいったら、やはり教師から外部の人も含めてそこで担うというその方向性があるのでしょうか。ただこれ実態として、ちょっと前にもお聞きしましたが、この点についてはより一層国の動きもきっと出てくるのかなと思うのですけれども、その外部の指導員といいますか、その部分の可能性といいますか、現時点でどう考えているかちょっとお聞きしたいなと思います。

それから、建設水道の関係、じゃなかった。工事の関係なのですが。これたぶん去年の6月15日の通達によるのかなと思うのですが、もっと新しいのがあれば別ですが。例えば、先程の工事発注の関係なのですが、社会保険等への加入促進ということで、この間、国会等でも色々論議になっております。具体的にいえば、社会保険に許可業者加入率を、100パーセントを目標にして進めましょうと。公共工事、発注業の場合ですね。例えば、この点について、今江差町としてどういう風に、今受け止めていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

それから、町職員の関係です。度々取り上げて、本当に恐縮なのですが、私も大変申し訳ないと思うのですが、4時、5時、時には6時に結果的には庁舎で関係課長さん方と話しすることがあります。大変申し訳ないなと思っております。そういうときに、結果的にはですね、課長だけでなく、色々な業務が重なって、本当に大変な時間外、それは当然時間外をきちっと取ってやっているのだろうと思うのです。先程の1つ、例えば年休のことをまず1問目としてお聞きしたいのですが、平均で数字出すとどうしても実態が分からない。平均の数字ではなくて極端に言ったら、1年間に有給が本当にほとんど取れないとか、いやいや1日2日しか取れてないという人いないのですか。私は、それもきちっと見てかなければならないと思うのです。だいたいこの数字そのものが非常に少ないですよ。でも皆同じ数字じゃないでしょう。たぶん色々あるでしょう。そういう状況も見て、私は、どこ、どこの誰だれさんはどうなのと言いたいですよ、ここで。でもそれは、この場に相応しくないのも、やはり当然それは実態として、例えば年休の先程の数字言いましたけれども、トータルとしての平均の年休取得だけではなく、個別の問題だってしっかりと押さえているはず。だとすると、そこの対策はどうかということをお聞きしたい。

今日初めて聞くことじゃないのでね。その対策等も含めてまず1つ、有給休暇ありますね。そもそもこの有給休暇については、年休については、特定事業主の行動計画などっていうのがありますよね。この計画からいって、どうなっているのですか、まず。前にもちょっとお聞きしましたが。ただ計画作ってそのまんま。それをまず1つお聞きしたい。

それから2つ目に、これもあまり、なかなか難しい話なのですが、例えば土日などの仕事、代休取得がちゃんと取れているのか。これも前ちょっと聞いたことがあります。総体の部分ではなかなかですね、全体でそうなっているのではなくて、本当にそれぞれの部分できちっと対応しているのかもお聞きしたいと思います。

で、最後。この1、2年こういう論議したらですね、で私はやはり定数の問題をどうなのだと話したときには町長さん、それから担当課長さんは、江差町としては幼稚園、町立幼稚園の問題があります。それから、ひのき荘の問題があります。ここが、正職員がいらっしやいますからその関係でという話が出てきます。そのことをきちっと、じゃあ今年、来年も含めて今の職員の労働条件を考えたとしてもそれが今どうするのだと。ずるずる来年、再来年ではなくて、職場の状況など、それから定数確保、改善できるところは改善していく。で、併せて言えば臨時職員が1年ではなくて5年も10年も長い方、この問題だって定数の問題、つまり働く問題に全部関わってくる。で、そこを定数化する。来年、再来年に今臨時職員の在り方がガラッと変わりますね。これ、この前、やり取り致しました。こういうことも含めれば、改めてこれ町長の責任も大きいと思うのですよ。町長の責任。なかなか総務課長がね、この問題ね、言うというのは難しいですよ。で、ここを本当に働いている人たちの健康を守っていく、そしてきちっと仕事をしてもらうという点で、改めてこの3月議会の一般質問で確認したいと思います。

(議長)

はい、「学校教育課長」。

「学校教育課長」

まず、小野寺議員の1問目の質問で、通知の中で、調査・統計等への回答の業務という業務改善の項目がございます。これについては、学校の業務ですが、必ずしも教師が担う必要がないよという中の項目でございまして、基本的に江差町教育委員会としましては、学校への調査や照会については江差町教育委員会としてはごくわずかなものでございます。しかし、あの文科省及び北海道教育委員会からの調査物は非常に多い状況ということでございまして、これを受けまして、北海道教育委員会では昨年11月に学校を対象として行う調査の見直しということについて、調査の廃止だとか縮小、あと他の調査との統合、調査期間の確保や報告回数を減らすことの検討、また一定の期間に調査業務が集中しない、集中することのないよう、実施時期について検討するということなどの留意事項を道教委の各課長だとか教育局長の方へ通知しておりますので、それによりまして教職員の負担軽

減が図られるよう、期待しているところでございます。また、学校への調査でも、教育委員会事務局として回答可能なものについては、なるべく学校の方へ照会しないような取り組みも現在しているところでございます。

また、作文だとか絵画コンクールなどへの出展依頼等につきましても、教育委員会宛てにですね、民間団体から公共団体まで数多くの依頼が届きます。学校教育の一環として教育課程との関連が図られるもののみ精選して取り扱うよう学校の方には指導してございますし、また教育委員会としての判断として学校へ通知しないものも多々ございます。少しでも負担軽減になるよう努めておるところでございます。

また、外部指導員の配置の考えの部分でございますけど、部活動指導の部分です。部活動指導については一応技術指導力のある指導員の確保の問題だとか、また複数の部活がある中で全部置けるのかということも問題もございます。部活動指導における教育上の配慮の問題など、いろいろとクリアしなければならない課題等も多々あると思います。これにつきましては、学校及び社会教育課とも協議しながらですね、地域の方或いは保護者の方やボランティアでの協力等も含めまして、今後の検討課題という風にさせて頂きたいと思っておりますので、ご理解願います。

(議長)

はい、次、「建設水道課長」。

「建設水道課長」

はい。それでは私の方から、建設就労者の社会保険の加入の関係についてですね、ご答弁申し上げます。元請業者につきましては、既に義務付けられているところでございますが、国におきましては既に公共工事の標準契約約款の一部を改正してございまして、社会保険の未加入業者を下請けの契約業者にしてはならないこととありますとか、これを違反した場合についてはですね、一定の要件を満たした者について違約金を支払いの義務が生じることも明記されている状況でございます。これ、この契約約款につきましては、平成29年の10月1日以降の入札契約手続きから、国の工事においては適用されることとなつてございまして、このことを受けましてですね、我々も北海道の方へ確認をしておりますが、北海道では今現在調整中ということではございまして、今後改めて道内各市町村に、通達をするということのお話しでございました。我々としても、北海道からのこの通達を受けて工事契約の約款の一部改正をして参りたいという風に考えてございますので、ご理解の程、宜しく願います。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

私の方から4点ほどのご質問でございました。

まず、年次有給休暇の個別の状況はどうかというところでございます。1年間ほとんど取れない人もいないのではないかというご質問でございましたけれども、現実的に申し上げますと代休を先行して取得しているというケースが多いことから、年次有給休暇についても、結果として0という風な結果になっている職員もいるということは事実でございます。これにつきましては、代休を先に取得しているという状況も、ということでありませぬ。

それと2つ目に特定事業主行動計画から見ての現状というところでございますが、現在の特定事業主行動計画につきましては、28年度から32年度までの5年間の計画ということになってございます。その中で、有給休暇の取得の向上ということも謳われてございまして、10日以上達成、これを目指しているところでございます。これにつきましては、30までの、32年度までの計画期間中の中で目標達成に出来るように、継続して努力をして参りたいという風に思っているところであります。

それと、土日等についての代休の関係でございませぬ。土日のみならず、平常時の時間外勤務も含めまして、手当支給と代休を併用しながらの対応をしているところでございませぬ。代休についての職員個々の状況については、大変申し訳ございませぬ。現状で把握していない状況でございませぬけれども、逆に代休を少しでも解消するという手段の1つと致しましてですね、時間外勤務手当の総額を平成25年度頃からですね、継続して増額をしてきているということでございませぬので、当然30年度の予算につきましても増額はさせて頂いておりました。少し減少傾向にあるので、代休の取得、取得と言いますか、代休に関して減少傾向にあるものという風に今考えているところであります。

最後に、長期雇用の臨時職員の関係でございませぬ。職員数につきましては、定員適正化計画の中で目標数を掲げてございませぬ。現状では嘱託職員や臨時的任用職員含めまして、大切なポジショニングであるということは、認識はしてございませぬけれども、計画の職員数を考えますとなかなか正職員化は難しいものという風に思っております。一方で、現在の定員適正化計画につきましては、29年度で5年間の計画が終了するという風になってございませぬ。30年度から34年度までの新たな計画に向けて準備を進めているところでございませぬ。計画期間中には議員おっしゃるようにひのき荘の移管でありますとか、あすなろ幼稚園の廃園等々もございませぬことから、基本的には現有職員数を維持ということの基本としながらも、適切な職員確保となるような計画になるよう努めて参りたいという風に考えておりますので、ご理解頂ければなと思っております。

(議長)

いいですね。3問目。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

3問目する。答える時間ないよ。

「小野寺議員」

あります。大丈夫です。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

町長・副町長同じこと言わせてもらいます。たぶん、いやいや前回も聞いたって副町長きつと言われるかもしれません。しかし言わなかったらならない。今の総務課長の代休の話、年休消化の話聞いたと思うのですよ。本質的な改善策じゃないですよ。違いますよね。あまりにも問題が多すぎますよ。そこをしっかりと見ないと、私は、今日はもうそれ以上言いません。しかし、次回以降、場合によってはですね、Aさん、Bさん、Cさんこういう実態いいのですか、ということも含めて言わざるを得なくなってしまう。きちっと今の職員の在り方、そして、そもそも定数の在り方、どうなのだという事やっていかなければなりませんね。その点ちょっともう1回、町長・副町長お願い致します。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

簡潔に申し上げます。小野寺議員さん、再三にわたってこの質問受けています。

働き方改革というよりもやっぱり長時間労働の是正っていうのが大きな柱でありますので、私も今ペーパー手元にありますが、これこのまま少しだけ読みますと「長時間労働を自慢するかのような風潮が蔓延・常識化している現状を変えていく」というのが1つのポイントとして謳っている状況でございます。言いたいことはですね、1つは代休を全て与えているところを、の解消策の1つとして時間外勤務手当の予算化の増額も年々図っているのが先程課長言った1つです。それから、全てそれじゃ時間外手当を全部与えるかというのは、これは色々と制度設計の中ではね、人事管理上必要なこととございます。もう1つは当然産前産後、色々な職場でのそういった欠員が生ずる場合は臨時で対応しなければならない場合も、当然そこは措置していかなければならない。ただ我々組

織として、きちっとやっぱり向かっていかなければならない方向については、有給休暇、時間外をどう減らすのかということはですね、仕事の仕方も含めて、トータルでやっぱり見なければいけないということは議員も1つご理解頂きたい。繰り返しになりますけども、新たな定員の数については、老人ホームひのき荘から10月1日に何人戻る、そういったところも含めてですね、1増えるのか2増えるのか、3増えるのか、こういったところもですね、見極めながら、業務全体を改めてその機会に、定員管理計画を立てていきたいと、このように思っています。以上でございます。

(議長)

はい。以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

55分まで休憩致します。

(休憩)